

## 市第44号議案

### 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更 の認可

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について  
次のように認可する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可（平成17  
年 3 月 24 日議決）の一部を次のように変更する。

第16項第 1 号中「5,500 円」を「7,700 円」に改め、同項第 2 号  
中「2,750 円」を「3,300 円」に改める。

### 提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について  
認可したいので、地方独立行政法人法第23条第 2 項の規定により提  
案する。

**参 考**

**公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可**

(抜粋)

$\left( \frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{変更案}}{\text{現行}} \right)$

16 健康保険法第70条第3項及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和58年厚生省告示第14号）第5条第3項の規定に基づき講ずる措置として選定療養（健康保険法第63条第2項第5号（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号に規定する選定療養をいう。以下同じ。）について支払を求める場合で、他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるとき、又は他の保険医療機関等に対して文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず再診を受けるときの非紹介患者加算料

|         |   |
|---------|---|
| (1) 初診時 | $\frac{7,700 \text{ 円}}{5,500 \text{ 円}}$ |
| (2) 再診時 | $\frac{3,300 \text{ 円}}{2,750 \text{ 円}}$ |

**地方独立行政法人法（抜粋）**

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。